



今回の生活保護基準の見直しの概要(平成30年10月から3段階施行)

<生活保護基準の検証方針>

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

<生活扶助基準の検証結果>

- 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡
- 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較
→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

<有子世帯における加算措置の見直し>

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで →見直し後:月1万円／高校生まで
母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 →見直し後:平均月1.7万円

<検証結果の反映>

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることにしている。

1 平成30年度生活保護基準改定内容

(1) 生活扶助基準の見直し

ア 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、消費実態と基準額にばらつき。

イ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分考慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、見直し前から▲5%以内にとどめる。

ウ 被保護者世帯への周知や地方自治体におけるシステム改修に要する期間を考慮して、平成30年10月から実施することとしたうえで、激変緩和のために、3年間をかけて段階的に実施。

(平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月を想定)

(2) 児童養育加算、母子加算の見直し

ア 児童養育加算

児童手当と同額とする基準を改め、子ども1人に対して、一律月額1万円を支給するとともに、支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月の3段階を想定)するが、新たに支給対象となる18歳までの児童養育加算は平成30年10月から段階施行を行わず支給。

イ 母子加算

ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用として推計した額と実データから算出した額との差額を考慮して、加算額を平均月額約2.1万円から平均月額約1.7万円とする改定を行う。見直しは段階的に実施(平成30年10月、令和元年10月、令和2年10月の3段階を想定)する。

(月額)

加算名		見直し前	平成30年10月	令和元年10月 (※)	令和2年10月
児童養育加算		3~15歳 10,000円	3~18歳 10,000円	3~18歳 10,000円 (10,190円)	3~18歳 10,000円 (未定)
		3歳未満、第3子以降 15,000円	13,300円	11,600円 (11,820円)	10,000円 (未定)
母子加算 (2級地)	1人	21,200円	19,800円	18,400円 (18,800円)	17,000円 (未定)
	2人	22,890円	22,400円	21,900円 (22,400円)	21,300円 (未定)
	3人	23,740円	23,900円	24,000円 (24,600円)	23,900円 (未定)
	4人	24,590円	25,400円	26,100円 (26,800円)	26,500円 (未定)

※ 令和元年10月の加算については、平成30年10月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し(施行2年目)を記載するとともに、()内に令和元年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などを勘案した改定を併記した。

(3) 教育扶助・高等学校等就学費の見直し

学習支援費については、毎月の金銭給付を改め、年度上限を設けた上でクラブ活動費の実費支給を行う方法とするとともに、入学準備金の増額や高校受験料の支給回数の拡大(原則2回)等の見直しを行う。

見直しは平成30年10月から段階施行を行わず支給。

項目	見直し前	平成30年10月	令和元年10月 (※)	備考
基準額 (小・中学校) 基本額(高校)	月額 小学校 2,210円 中学校 4,290円 高校 5,450円	月額 小学校 2,600円 中学校 5,000円 高校 5,200円	月額 小学校 2,600円 中学校 5,100円 高校 5,300円	学用品購入費等
学習支援費	月額(年額換算) 小学校 2,630円 (31,560円) 中学校 4,450円 (53,400円) 高校 5,150円 (61,800円)	年額(実費上限額) 小学校 15,700円 中学校 58,700円 高校 83,000円	年額(実費上限額) 小学校 16,000円 中学校 59,800円 高校 84,600円	現行: 図書等家庭内学習費及びクラブ活動費分 見直し後: クラブ活動費分
入学準備金	年額(実費上限額) 小学校 40,600円 中学校 47,400円 高校 63,200円	年額(実費上限額) 小学校 63,100円 中学校 79,500円 高校 86,300円	年額(実費上限額) 小学校 64,300円 中学校 81,000円 高校 87,900円	学生服等購入分 見直し後は学生服等の複数回の支給が認められる。
入学審査料 (高校受験)	公立高校相当額 (1回限り)	相当額(私立含む) (2校目の支給可)		

※ 教育扶助・高等学校等就学費の見直しについては、経過措置はないが、令和元年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などを勘案した改定により一部変更がある。

(4) 進学準備給付金の創設

子どもの大学等への進学を支援するため一時金を支給(自宅生10万円・自宅外生30万円)

※平成30年度から実施。

2 厚生労働省が示した世帯類型別生活扶助基準額(案)

(平成31年3月6日 生活保護関係全国係長会議資料から抜粋)

世帯類型	生活扶助基準本体(第1類費・第2類費、2級地の1)のみ						生活扶助基準本体(2級地の1)+児童養育加算+母子加算					
	基準額① (2018年10月～19年9月)		基準額 (2019年10月～20年9月)				基準額③ (2018年10月～19年9月)		基準額 (2019年10月～20年9月)			
	基準見直し1年目		基準見直し2年目の 影響のみ②		②+消費動向等勘案		基準見直し1年目		基準見直し2年目の 影響のみ④		④+消費動向等勘案	
		見直し前の増減率		①からの増減率		①からの増減率		見直し前の増減率		③からの増減率		③からの増減率
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	13.5万円	0.1%	13.5万円	0.1%	13.7万円	1.5%	14.5万円	0.1%	14.5万円	0.1%	14.7万円	1.5%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、中学生と小学生)	16.6万円	-1.7%	16.3万円	-1.7%	16.5万円	-0.3%	18.6万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	18.6万円	-0.1%
母子世帯 (子1人、30代親、小学生)	10.7万円	2.9%	11.0万円	2.8%	11.1万円	4.2%	13.6万円	1.2%	13.8万円	1.1%	14.0万円	2.7%
母子世帯 (子2人、40代親、中学生と小学生)	14.0万円	-1.2%	13.8万円	-1.2%	14.0万円	0.2%	18.2万円	-1.2%	18.0万円	-1.2%	18.3万円	0.3%
母子世帯 (子2人、40代親、高校生と中学生)	14.6万円	-1.7%	14.3万円	-1.7%	14.5万円	-0.3%	18.8万円	3.9%	18.5万円	-1.6%	18.8万円	0.0%
若年単身世帯 (50代)	7.2万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	7.2万円	-0.5%						
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	11.0万円	-1.7%	11.2万円	-1.7%	11.4万円	3.1%						
高齢単身世帯 (65歳)	7.1万円	-1.6%	7.0万円	-1.7%	7.1万円	-0.3%						
高齢単身世帯 (70歳)	6.8万円	0.5%	6.8万円	0.5%	6.9万円	2.0%						
高齢単身世帯 (75歳)	6.6万円	-1.4%	6.6万円	-1.5%	6.6万円	-0.1%						
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	10.9万円	0.9%	11.0万円	0.9%	11.1万円	2.3%						
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	10.1万円	1.4%	10.2万円	1.4%	10.4万円	2.9%						

[参考]

厚生労働省発社援0619第3号
平成30年6月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について (通知)

生活保護基準については、かねてより御案内のとおり、本年10月1日より新たな生活保護基準に見直すこととしています。

生活保護基準の見直しに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針(別添1)を確認しており、この対応方針については、生活保護基準の見直しの考え方(別添2)と併せて、既に、本年3月1日の社会・援護局関係主管課長会議等において情報提供しているところです。

今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)が成立したところですが、これとあわせて「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が参議院厚生労働委員会において可決されました。

このため、生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度(別添3)については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応するとともに、地方自治体で独自に実施されている事業についても、この政府の対応方針及び参議院厚生労働委員会の附帯決議の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

関連する諸施策を所管する内部部局に、幅広く周知をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、貴管内市区町村に対する周知につき、ご配慮をお願いいたします。

なお、現在、生活保護基準の見直しに伴う地方単独事業への影響に関する調査について検討しております。今後改めて連絡を行う予定ですが、予めご承知置き下さい。